

# 申請手続き等について

## 普通財産売払申請書を受付する期間

下記の期限までに提出のあった普通財産売払申請書を有効とします。

**令和6年3月1日（金曜日）から令和6年6月14日（金曜日）まで**

受付は土・日曜日及び祝日を除く、9時（**初日は9時30分**）から12時、13時から17時（**最終日は17時必着**）までの間となります。

- (注1) 申請にあたり、当該物件の売払相手方が既に決定している場合がありますので、その際にご容赦願います。
- (注2) 各物件については、売払を中止することがあります。その場合、申請に際し要した費用（調査費等）の保証はできませんのであらかじめご了承ください。
- (注3) 同一物件に対し、複数の申請者の代理を同一人が同時にすることはできませんので、ご注意ください。
- (注4) 普通財産売払申請書を受付する期間については、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 契約相手方の決定方法

1. 買受希望者は、あらかじめ北海道財務局のホームページ「すぐに購入できる物件」ページ、もしくは北海道財務局 管財部 第2・第3統括 国有財産管理官又はお近くの財務事務所・出張所の管財課から『普通財産売払申請書』と『誓約書』及び『同意書』を入手し、必要事項を記載し、普通財産売払申請書に印鑑登録印を押印（同意書及び誓約書は押印不要）のうえ、下記書類とともに希望の物件を所管する契約担当課に提出してください。
  - ・ 個人の場合は、印鑑証明書を1通、住民票抄本（**個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限る**）を1通（発行後3ヵ月以内のもの）
  - ・ 法人の場合は、印鑑証明書を1通、現在事項全部証明書を1通（発行後3ヵ月以内のもの）、役員一覧（現在事項全部証明書に記載されている役員全員について記載）
2. 各物件について先着者1名のみ受付します。提出された普通財産売払申請書の必要事項・上記書類を審査のうえ、要件を満たしている申請書の提出者を契約相手方と決定します。

**ただし、9時前（初日は9時30分前）又は12時から13時までの間に同一物件に対する普通財産売払申請書の持参者が複数名いる場合は、抽選により先着者を決定します。**
3. 郵送による方法で普通財産売払申請書を提出する場合は、簡易書留郵便により提出してください。配達時間に関係なく、契約担当課に到着した日の最終受付扱いとなり、持参による方法より後順位となりますのでご注意ください。（受付開始日前に到着したものは、すべて受付開始日の最終受付とします。）

## 『普通財産売払申請書』を提出できる者の資格等

次のいずれにも該当しない者であること

1. 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
2. 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 上記の資格について確認を行う場合がありますので、契約相手方として決定するまでに若干の期間を要します。資格の確認が完了し、契約相手方として決定した場合は、売払決定通知を送付します。

また、上記の提出書類に虚偽の記載があるもの並びに上記の申請資格のない者が行った申込みは無効とし、その旨を通知します。

## 売買契約締結の時期

当局が契約相手方の決定を通知した日の翌日から起算して 30 日以内（30 日目が土・日曜日及び祝日となる場合には直前の開庁日まで）に売買契約を締結していただきます。

## 売買代金の支払方法等

1. 売買代金の支払方法は、次の二通りあります。

※【物件番号 8 番、9 番、64 番】の物件

他省庁所管の財産のため、支払方法は、下記②の方法に限りますのでご注意ください。

### ① 売買契約締結と同時に全額を納付していただく方法

契約締結と同時に、売買代金全額を現金又は小切手で納付していただきます。

### ② 売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法

契約締結の際に「売買代金の 1 割以上（円未満切上げ）の金額」を契約保証金として納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により、売買契約締結の日を含めて 20 日以内（20 日目が土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には直前の金融機関の営業日まで）にお支払いいただきます。

契約保証金の納付については、現金の持参又は各契約担当課において指定する金融機関の口座への振込みによる方法がありますので、あらかじめ各契約担当課にご確認ください。

3 月中に契約保証金を納付して売買契約を締結する場合は、契約保証金を売買代金に充当することができませんので、国が発行する納入告知書により売買代金全額を契約締結の日を含めて 20 日以内にお支払いいただきます。この場合において、契約締結に際し納付された契約保証金は、売買代金全額の納付を確認した後、後日還付します。

なお、売買代金と契約保証金との差額又は売買代金全額が 20 日以内に支払われなかった場合には、契約保証金は、国庫に帰属しますのでご注意ください。

2. 売買契約書（国が保管するもの 1 部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必

要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は買受人の負担となります。

### 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表します。

“所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積)、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率”

(注) 上記に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

### その他

1. 物件は、現状有姿(あるがままのすがた)での引渡しとなります。従って、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合であっても、そのままの引渡しとなります。
2. 買受希望者は、物件調書・図面のほか、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も事前調査のうえ、申請書を提出してください。また、工作物や樹木の越境等については、主なものを概要図に記載していますが、現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、物件調書・図面は北海道財務局のホームページのほか、北海道財務局 管財部 第2・第3統括国有財産管理官及び各財務事務所・出張所の管財課で閲覧することができます。

3. 特約条項及び資料の閲覧について

全ての物件について、売買契約書に次の特約条項が付されます。

(特約条項)

第〇条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙1)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

また、地下埋設物、土壌汚染等の調査結果資料を閲覧に供している物件もありますので、物件が所在する北海道財務局又は各財務事務所・出張所において、閲覧資料を必ずご確認ください。

4. 売買代金が全額納付されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)
5. 所有権移転登記は、売買代金が全額納付されたことを確認した後、国が行います。また、登記は売買契約の買受人名義で行います。**(未登記の建物に係る表題登**

記及び保存登記は行いませんので、購入者自らが行ってください。)

契約担当課は次のとおりです。

物件番号 4～27	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	TEL 011-709-2311(内線4478)
物件番号 28～36	函館財務事務所 管財課 函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎 1階	TEL 0138-47-8445(代表)
物件番号 37～45	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階	TEL 0166-31-4151(代表)
物件番号 47～53	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階	TEL 0154-32-0701(代表)
物件番号 54	帯広財務事務所 管財課 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 5階	TEL 0155-25-6381(代表)
物件番号 56～63	小樽出張所 管財課 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階	TEL 0134-23-4103(代表)
物件番号 64～69	北見出張所 管財課 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階	TEL 0157-24-4167(代表)

## 関 係 法 令

### ○予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

### ○国有財産法(抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

## ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)